

身体拘束等の適正化のための指針

1. 香川にだま学園における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

当学園では、「正当な理由なく障害児・者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当し人権侵害であるという認識のもと、指定障害福祉サービスの提供にあたっては利用児・者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、利用児・者または他の利用児・者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児・者の行動を制限する行為を行いません。

2. 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1)自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- (2)手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- (3)行動を制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる。
- (4)転倒や自傷行動による怪我を防止する為に、ヘッドギアを着用させる。
- (5)支援者が自分の体で利用児・者を押さえつけて行動を制限する。
- (6)自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。
- (7)利用児・者の意思を無視して無理に従わせる。

3. 身体拘束廃止に向けての基本的な考え方

- (1)当学園においては、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止します。
- (2)本人または他の利用児・者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行うのは、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、下の(3)に示す切迫性・非代替性・一時性の三要件すべてを満たした場合のみです。
- (3)緊急やむを得ない場合の例外三要件
 - ① 切迫性:本人または他の利用児・者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いこと。
 - ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

4. 身体拘束廃止に向けた体制

- (1)当学園では、身体拘束廃止に努める観点から「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は当学園長とし、同構成員は副園長、児童発達支援管

理責任者、職員代表者等とします。

(2)身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に設置・運営することとし、年二回以上必要な都度園長が招集します。

(3)身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応

- ① 身体拘束等について報告するための様式を整備します。
- ② 身体拘束適正化検討委員会において報告された身体拘束の事例を分析し、身体拘束等の発生原因、結果を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討します。
- ③ 身体拘束等を報告された事例および分析結果を全職員に周知徹底します。
- ④ 事例に関して適正化策を講じたのちにその効果について検証します。

(4)身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人または他の利用児・者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

- ① 身体拘束等適正化検討委員会を開催し、拘束による利用児・者の心身の損害や拘束しない場合のリスクについて検討し、1.切迫性、2.非代替性、3.一時性の三要件をすべて満たしているかについて評価・確認します。
- ② 要件を確認した上で、身体拘束を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人や保護者に対する説明書を作成します。
- ③ また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。
- ④ 本人や保護者に対しては、身体拘束の内容・目的・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ⑤ 身体拘束の同意期限を越えなお拘束を必要とする場合については、事前に本人や保護者に行っている内容と今後の方向性、利用児・者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。
- ⑥ 身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状態、やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組みの方法などを記録します。また、当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討していきます。
- ⑦ 身体拘束の適正化に関する検討記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。
- ⑧ 記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を本人や保護者に報告します。

5. 身体拘束等の適正化の推進ための職員研修に関する基本方針

- (1)定期的に(年二回)教育・研修を実施します。
- (2)新規採用時には必ず身体拘束等の適正化のための研修を実施します。
- (3)その他必要な教育・研修を実施します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用児・者や保護者等はいつでも本指針を閲覧することができます。また当学園ホームページにおいていつでも閲覧が可能な状態とします。

附則

この指針は、令和4年9月1日より施行する。